

2022年1月13日

農林水産省 御中

全国地域人権運動総連合（全国人権連）

代表委員 有馬理恵 川口學 丹波正史

中島純男 橋本忠巳 吉村駿一

全国人権連2021年度政府各省要求事項について

前略

2021年度の政府要請は、新型コロナの変異株オミクロンが急速拡大の状況にあることから、昨年度と同様に文書もしくは口頭回答を求めます。政府関係省庁には、要求事項に対し、資料の提出をはじめ誠実な対応を求めます。諸資料などは、メール（zjr@mbg.nifty.com）かFAX（027-253-2744）でお寄せください。よろしくお願いいたします。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

農林水産省

1、農業の中心的な担い手（基幹的農業従事者）が2000年から2020年の20年間で240万人から136万人へ104万人（43%）減少し、その51%が70歳以上である。担い手の減少テンポが加速し、農地の減少と荒廃も広がり、存続の危ぶまれる集落も少なくない。

大小多様な家族が営農を続け、暮らし続けられる農山村をめざすうえで、新規参入者や移住者を積極的に受け入れる営農援助体制を充実していただきたい。

2、政府が米を市場まかせにした95年以降、米価の下落傾向が続き、94年産で全国平均1俵（60^{キロ}）2万2000円台であったのが20年産では1万4、000円前後に低下し、今年度産は7000円～9000円台に大暴落した。一方、1俵あたりの米生産経費は平均で1万5、000円を超え（農水省調査、19年）、米農家の大多数はコロナ禍のもと大変な赤字生産を強いられている。95年と比べて19年の米の総産出額は約1兆4、000億円減少しているが、この額はこの間のわが国の農業総産出額の減少の9割を超えており、米収入の落ち込みは農村経済を衰退させる重大な要因となっている。

こうした米作経営をいっそう不安定にしたのは、安倍政権が18年から強行した米の生産調整からの撤退と米直接支払交付金の廃止にある。米交付金の廃止は、全国の米農家から年間総額714億円（17年産）の所得を奪い、大規模経営ほど深刻な打撃を与えている。

そしていま、コロナ禍と政府の無策による米価の大暴落が襲っている。

「このままでは米作りは続けられない」という悲鳴が全国にあがっている。

米農家に生産費を保障するため、過去5年の生産コストの平均と販売価格との差額を補てんする「不足払い制度」を導入し、戸別所得補償を復活していただきたい。

3、高齢化が進んでいる過疎集落に対しては「山（浜）の駅」（仮称）など地域にあった生活拠点をつくり、コミュニティバスの運行、「集落支援員」の配置などで地域住民の生活に不可欠な最低条件の整備を求める。

4、増え続ける鳥獣被害は、農業者の生産意欲を失わせ、集落の衰退に拍車をかけている。当面、鳥獣の生態や繁殖条件の調査を国の責任で行い、増えすぎた鳥獣を適正な密度に減らす地域の取り組みを支援していただきたい。

また鳥獣が里山に下りずに生息できる森林環境を整備するとともに国の鳥獣被害対策交付金を大幅に増やし、防護柵・わなの設置、捕獲物の利用などの取り組みへ支援を強められたい。

5、（生産局畜産部食肉鶏卵課）

愛知県あま市の住居系地域に立地する化製処理施設による公害（悪臭など）は、解決を見いだせないまま、今日なおも放置されています。事業者には、環境保全上の支障を防止するために環境関連法令を遵守し事業活動を実施する責務があります。同時に、行政は、行政指導に基づく公害行政として、問題解決をすすめていかなければなりません。ところが、事態の膠着が続き、解決の展望すら見えてきません。

公害問題の解決を望む住民からの切実な願いに対し、公害発生の構造的要因を直視せず、問題が起これば愛知県の関係部局、または、関係自治体が分野ごとに対処していますが、問題解決の道筋は、それぞれの専門分野の部門ごとの隙間に課題が押し込まれるだけで、明確ではありません。

そこで、同施設は、複数の県にまたがった取り扱いを行っており、愛知県や自治体（あま市・清須市）任せではなく、畜産副産物の流通における関係省庁での協議の上、役割分担を明確にして、問題・課題への解決を求めます。

また、化製場における公害問題は、「部落問題」解決の阻害要因になってお

り、「公害が起こって差別が起こるのでなく、差別のある所に公害が起こっている」問題であり、社会問題としての解決も必要です。いつまでも放置するのではなく解決を図られたい。

※資料

■化製処理施設実績（あいち化製）

2020 年度		愛知県内	県外
産業廃棄物処理実績		9,887t	2,665t
死亡獣畜取扱頭数	牛	1,792 頭	1,139 頭
	豚	12,856 頭	9,007 頭
	馬・めん羊・山羊	48 頭	56 頭

■水質汚濁（行政検査）

年度	検査結果
2018 年	排水基準超過
2019 年	排水基準超過
2020 年	排水基準超過

■悪臭測定(2021 年度)

自治体名	悪臭規制	測定	
あま市	物質濃度規制	16 物質全て規制基準値下回る	
清須市	臭気指数規制 ※規制基準値 12	6月10日	14
		6月24日	16
		7月14日	20
		8月3日	14
		8月20日	14

2022年1月13日

国土交通省 御中

全国地域人権運動総連合（全国人権連）

代表委員 有馬理恵 川口學 丹波正史

中島純男 橋本忠巳 吉村駿一

全国人権連2021年度政府各省要求事項について

前略

2021年度の政府要請は、新型コロナの変異株オミクロンが急速拡大の状況にあることから、昨年度と同様に文書もしくは口頭回答を求めます。政府関係省庁には、要求事項に対し、資料の提出をはじめ誠実な対応を求めます。諸資料などは、メール（zjr@mbg.nifty.com）かFAX（027-253-2744）でお寄せください。よろしくお願いいたします。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

国土交通省

- 1、住まいは人権の立場で公営住宅政策を充実し、耐震化、建て替え、住み替えなどの各種の振興策を実施されたい。建て替え時の国の補助率と補助単価を大幅に引き上げられたい。また、現存する公営住宅、改良住宅は老朽化や入居者高齢化や一人住まいが進んでいる。コミュニティーの維持、エレベーターの設置など住民要求を正しく把握し、バリアフリーを取り入れ、障害者や単身者などの住みやすい住宅・家賃へ転換をはかられたい。
- 2、狭小の二戸一などの住宅は、街づくりからも問題であり、住宅の住民への払下げを具体的に推進していく上で、法的行政的な援助をされたい。そのための手続き上の具体的内容を提示されたい。
- 3、住宅新築資金等貸付事業に伴う償還推進助成事業（要綱 2006年8月国住整備38-2号）債権回収マニュアルの簡易版を作成されたい。それから貸付金滞納状況（各県別）の資料も示されたい。
- 4、国民の命と暮らしを守ることを最優先とし、防災と生活関連公共事業を積極的に推し進められたい。豪雨災害と関わり河川改修を優先的に整備することが教訓となった。特に近年は「盛り土」の違法投棄が放置され、人的被害が生じていることから、単なる行政の巡回指導ではなく、業者への厳しい指導ができるよう適切な法令の整備を進めていただきたい。
- 5、高齢者専用賃貸住宅などのサービス付き高齢者向け住宅の意義は重要性を増している。今後の建設見通しについて事業者支援を都府県別の資料を示すとともに、施設内での入居者の転倒・骨折などの事故の防止を徹底されたい。

6、北九州市小倉北区内で旧同和住宅の市営住宅の入居事務手続きが、市住宅管理課ではなく依然として、解放同盟の地協か支部長の判断に委ねられている実態が判明した。

「令和2年4月9日 市住宅管理課」宛に、「市営住宅入居募集嘆願書」が地元町内会から、さらに同町内会長から「令和3年6月17日、北橋健治市長」宛に「入所希望者のため、空き家入居募集のお願い」の要望書が提出されている。

市住宅管理課の町内会長への説明では「適正な管理運営を行っている」とのことだが、実態は「募集が近年不定期の上、解放同盟支部員の親子近居のみの申し込み」になっている。そのため極限られた親族希望者しか入居できず、入居者より退去者が上回っている現状。入居を希望する市民が市営住宅に入居できないのはおかしいと地元町内は憤慨している。

国土交通省の北九州市への善処方指導を要請する。

2022年1月13日

経済産業省 御中

全国地域人権運動総連合（全国人権連）

代表委員 有馬理恵 川口學 丹波正史

中島純男 橋本忠巳 吉村駿一

全国人権連2021年度政府各省要求事項について

前略

2021年度の政府要請は、新型コロナの変異株オミクロンが急速拡大の状況にあることから、昨年度と同様に文書もしくは口頭回答を求めます。政府関係省庁には、要求事項に対し、資料の提出をはじめ誠実な対応を求めます。諸資料などは、メール（zjr@mbg.nifty.com）かFAX（027-253-2744）でお寄せください。よろしくお願いいたします。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

経済産業省

1、苦しい生活状況が続いているもと、消費税5%への減税を求める。

また、2023年適格請求書等保存方式（インボイス制度）への移行が進められている。インボイスを発行できない500万もの免税業者は取引排除の危険にさらされ、やむなく課税業者になれば財務省試算で1事業所当たり15万円超の消費税が押し付けられる。中小業者への過酷な税負担や実務負担に配慮した免税点制度の実質的な廃止によって、中小業者は根絶やしにされかねない。インボイス制度導入の見直しを求める。

2、同和高度化資金の貸し付け及び償還状況を県別に明らかにし、返済指導と不正排除を徹底されたい。

3、「えせ同和行為」について省が把握している現状を明らかにし、同和問題の人権侵犯件数などが示す現状とは異なる「差別はいまでも厳しい」などの誤った啓発パンフが「えせ同和行為」を誘発している事態も視野に、啓発パンフ内容の見直し、および行政・企業に対する指導と正しい啓発の強化をはかられたい。

4、靴・履物産業の振興をはかるため、製品に関する科学的な研究の確立と充実をはじめ、中小零細業者に対する新製品・デザイン開発、技術の向上と継承、技術者・人材育成、国際見本市への参加、官公需や輸出を含む販路の拡大など、大幅な予算措置をとって実効ある具体的対策に本格的にとりくむこと。

5、東日本大震災をはじめ、西日本集中豪雨、台風などによる被災地の復旧・復興、被災者の生活と生業の再建にむけた予算を大幅に拡充されたい。

6、コロナ禍によって営業収入・収益が大幅にダウンした中小企業に対する支援で、「月次支援金」の支給が大変遅い・支給不可能と判定される業者が続発している。現金商売の露天商の方など、金融機関による商売の実態証明が出ないため支給されなかった例や現金商売の零細な美容院、零細な洋装店などで金融機関の証明が取れないため、通常2週間で支給されるのが3か月もかり、未だに支給されない状態がある。営業・商売の実態に即した早急な支給を要請する。また不支給の理由の開示、救済措置も検討されたい。

2022年1月13日

法務省 御中

全国地域人権運動総連合（全国人権連）

代表委員 有馬理恵 川口學 丹波正史

中島純男 橋本忠巳 吉村駿一

全国人権連2021年度政府各省要求事項について

前略

2021年度の政府要請は、新型コロナの変異株オミクロンが急速拡大の状況にあることから、昨年度と同様に文書もしくは口頭回答を求めます。政府関係省庁には、要求事項に対し、資料の提出をはじめ誠実な対応を求めます。諸資料などは、メール（zjr@mbg.nifty.com）かFAX（027-253-2744）でお寄せください。よろしくお願いいたします。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

法務省

1、部落問題解決の到達段階を無視し、特別な施策を必要とする自治体段階での条例や、旧同和地区を対象に住民実態調査をおこなっている自治体も見受けられる。「新たな差別を生むことがないように留意」と参議院決議は3点示したが、省は決議に反する条例や「調査」の実体を把握し、是正を指導されたい。「部落差別解消法」と一体の附帯決議の遵守を機会ある毎に自治体に徹底されたい。

2、2020年度の「人権侵犯事件」で、「差別待遇」の「同和問題」では、新たに244件受理したが、「関係行政機関の通報」が185件で、私人間事件では他に2件あるのみで、いわゆる「行政モニタリング」による「通報」と判断できるものが突出している。旧受とあわせて408件。未済172件、要請148件、説示50件、不明30件、移送29件と続く。

行政がモニタリングと称して「部落」情報を一方的に排除することは、国民の言論表現の自由を侵害し、国民の間での議論まで排除しかねず、民主主義の前進には役立たないと考える。当該自治体住民に係わる「書き込み」による住民の権利侵害を救済するのであるなら、当該住民による「削除」取り組みの支援に行政は徹すべきではないか。省の見解を明らかにされたい。

3、法6条にもとづく省「報告書」が指摘する「国民から理解と共感を得られるもの」へと啓発内容を大転換することが課題と考えるが、具体化の方策を示されたい

①「部落差別解消法」に「部落差別があると書かれているから差別がある」

といった、地域実態を無視した自治体の啓発をやめさせること。

②三重県津市における相生町自治会元自治会長による補助金等詐欺事件において、きっかけは同和を口実に始まっていることが、報道等によって明らか

かになっている。これは「差別がある」との啓発・宣伝が前提にある。えせ同和行為を無くすためにも、実態を無視した「差別がある」との啓発・宣伝をやめさせること。

4、侮辱罪の刑罰強化という、表現の自由など基本的人権を脅かす刑法改定の準備が進められているもとの、2019年12月27日付けの通知（法務省権調第123号法務省人権擁護局調査救済課長依命通知「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」）でふれる、「個別具体的事情」「個別の判断」が必要とされている点は、「表現の自由」とも関わって慎重な対応が求められる。

やはり、削除要請及び「特別事件」の対象とすべき内容の判断が難しいのであるから、人権機関が主として問題とすべきは、特定個人や集団への差別や敵意、憎悪を煽る、煽動行為に限定して、対応をとるべきではないか。省の見解を求める。

5、第204通常国会で「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律案」（入管法改定案）は、審議を通じ、外国人への非人間的な扱いなど、現行入管制度の欠陥を一層拡大する重大問題が浮き彫りになり、国民の批判が高まり、入管法改定案は先送りされた。

入管法改定案をめぐって国民の不信と怒りを広げたのは、名古屋出入国在留管理局に収容中に死去したスリランカ人女性、ウィシュマ・サンダマリさん＝当時（33）＝の事件と、その真相究明に背を向け続けた当局の姿勢であった。入管行政においては、長期収容などの人権侵害が繰り返され、2007年以降だけでも入管施設でウィシュマさんを含め17人もの死亡者を出している。入管法改定案の審議の中では、在留資格を失った外国人を全て施設に収容する「全件収容主義」の過酷な実態が厳しく問われた。裁判所の関与もな

く、入管当局の裁量任せのやり方は世界に通用せず、国連の人権理事会などから何度も是正と改善を求められている。日本国憲法に基づいて入管法を根本から改める必要がある。収容には司法判断を必須とし収容期限に上限を設ける。公平公正な難民認定審査の在り方。短期在留資格における就労許可の拡大、難民申請者など、在留資格を求める外国人に対する生活支援制度の創設を求める。人権擁護機関の指導性を発揮されたい。

6、福岡県は、隣保館で5年間隔で実施している「隣保館調査」を今回も2020年11月から2021年9月の期間で実施すると人権連福岡県連に説明した。今回は従前の調査項目に加え、あらたに「人権侵害体験調査」（部落差別体験調査）を21年4月から9月の期間で実施するとしていた。

しかし、コロナ感染と知事の病気辞任、知事選挙のため、「差別体験調査」は保留になったまま。福岡県によればこの調査対象を①市町村域全体②周辺地域③主たる活動地域に分けて調査している。③の「主たる活動地域」は、「旧同和地域・住民」を特定していることは明らか。今回の調査でも、隣保館が所在する「主たる活動地域（町丁・字）」など、となっている。

このことは、2016年12月に「部落差別解消推進法」の参議院法務委員会質疑の結論・決議に抵触しており、きわめて問題である。法務委員会質疑で仁比聡平議員（日本共産党）から「2011年度に実施した全国隣保館協議会（全隣協）の実態調査で、隣保館関係全住民の進学率・生活保護受給率などの個人情報・プライバシーにかかわる調査が人権連等の反対にもかかわらず実施された」と指摘し、提案者側は「隣保館の対象者の調査等をふまえ、今回の法案の6条の実態調査は、対象となる個人とか地域等々について実態調査をすることは全く考えておりません」と答弁している。

今回の福岡県の「人権侵害体験調査」は、参議院法務委員会審議の決定事項に反しており、法務省に善処方指導を求める。

2022年1月13日

文部科学省 御中

全国地域人権運動総連合（全国人権連）

代表委員 有馬理恵 川口學 丹波正史

中島純男 橋本忠巳 吉村駿一

全国人権連2021年度政府各省要求事項について

前略

2021年度の政府要請は、新型コロナの変異株オミクロンが急速拡大の状況にあることから、昨年度と同様に文書もしくは口頭回答を求めます。政府関係省庁には、要求事項に対し、資料の提出をはじめ誠実な対応を求めます。諸資料などは、メール（zjr@mbg.nifty.com）かFAX（027-253-2744）でお寄せください。よろしくお願いいたします。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

文部科学省

- 1、憲法・子どもの権利条約にもとづいた教育、教育費の保護者負担の軽減、少人数クラス編成の一層の推進などを実施されたい。
- 2、教科書の身分制や部落問題に係わる記述について、①江戸時代にさかのぼって賤民身分だった人々が今も差別されているかのような書きぶりは、差別を助長するものであり、やめていただきたい。②旧同和地区の環境改善だけでなく、今日では何のわだかまりもなく市民の交流がすすんでいる事実がある。こうした事実をふまえたものが教科書にふさわしいと考える。適切に審査をされたい。
- 3、「旧同和地区」へのフィールドワーク、「旧同和地区」の児童生徒を対象とした学習会や子ども会の継続は、今日では子どもたちを「分断」することから、やめるように指導されたい。
- 4、「部落差別解消法」にかかわり、法本文だけでなく国会附帯決議の遵守と具体化を周知・徹底し、法の恣意的な拡大解釈に毅然として対処されたい。
- 5、児童生徒支援加配教員については、依然として同和問題を対象とした偏向配置になっていることから趣旨にそった適正な配置と趣旨に沿った大幅な人員増をはかること。各都道府県別に配置人数の実績・今年度人数と予算を明らかにされたい。
- 6、省は「(統一) 応募書類について、応募者の適性・能力に基づく差別のない公正な採用選考が行われるよう」様式の一部改定や使用の徹底を図っているが、県段階の教育長通知などでは、自衛官募集にかかわり自衛隊が直接生

徒の自宅訪問を容認する内容が見られるなど、一般企業には禁止されている就職ルールを無視する事態が起きている。各都道府県教育委員会に対し、自衛隊が統一応募書類の趣旨を遵守すること、就職ルール違反の事態については是正すべきことの指導強化を求める。省の事態に対する認識と是正指導方針を明らかにされたい。

7、地域の在日外国人の教育について

国際人権規約や子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についてはその国籍に関係なく、その子どもが実際に住んでいる国の政府が責任をもつことになっている。

① 朝鮮学校の無償化について

国は高校無償化法により、公立高校授業料を不徴収とし、私立高校生に公立授業料と同額の高校就学支援金を支給するようにした。この措置は多くの外国人学校にも適用されているが、朝鮮学校は適用除外となっている。他の外国人学校と同じように扱うように要請する。

国の「高校無償化法」でも、日本の高校教育に準じた外国人学校に「無償化」措置をすることになっている。朝鮮学校での教育は、教科書はハンゲルで書かれているが、日本の学習指導要領にそったものが多く、日本の高校教育に準じたものといえる。このことは、日本の大半の大学が朝鮮学校卒業者を高校卒業と同程度の学力があるとして受験を認めていることから裏付けられる。朝鮮学校が今日のような形で存在している背景には、戦前からの日本による朝鮮侵略と植民地支配の歴史がある。それだけに、日本政府には国際条約や人権の精神にそった誠実な対応が求められている。

2022年1月13日

厚生労働省 御中

全国地域人権運動総連合（全国人権連）

代表委員 有馬理恵 川口學 丹波正史

中島純男 橋本忠巳 吉村駿一

全国人権連2021年度政府各省要求事項について

前略

2021年度の政府要請は、新型コロナの変異株オミクロンが急速拡大の状況にあることから、昨年度と同様に文書もしくは口頭回答を求めます。政府関係省庁には、要求事項に対し、資料の提出をはじめ誠実な対応を求めます。諸資料などは、メール（zjr@mbg.nifty.com）かFAX（027-253-2744）でお寄せください。よろしくお願いいたします。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

(1) 厚生労働省（雇用開発課）

- 1、就職応募者の人権を保障するため「統一応募用紙」の遵守、身元調査、思想・信条調査、縁故採用、身元保証をはじめいっさいの就職差別・人権侵害を根絶するよう指導を徹底されたい。
- 2、「就職差別につながるおそれ」の把握件数を示し、経年変化ふまえ、部落問題解決とかかわり現在の状況に対する認識を明らかにされたい。
- 3、隣保館経由の雇用保険適応日数上乘せ制度は、同和対策の延長制度である。即刻廃止されたい。実績を各県ごとに明らかにされたい。その変化・推移を省としてどのように評価されているのか認識を明らかにされたい。
- 4、ILO第83回総会で採択された第177号条約（通称・家内労働条約）について、条約に賛成した政府の立場・責任からも早期にその批准をはかること。
- 5、難病患者の生活実態や労働の現況などをふくめた実態調査を行われたい。

(2) 厚生労働省（地域福祉課）

- 1、母子対策関連事業（旧家庭支援推進保育事業）の各都道府県別実績（対象保育所数）と来年度の予算内容を明らかにするとともに、旧同和地区偏重の保育師加配は根拠が明確ではなく社会的交流を妨げている。即刻廃止されたい。
- 2、隣保館は部落問題解決の到達にたち、旧同和地区を前提にした相談や交流に関する国補事業は廃止されたい。広域隣保も含め、隣保館の在り方を全面

的に見直しされたい（広域隣保の各県別補助数と金額を示されたい）。同時に、多様な要求にもとづく隣保館活用について住民の意見が十分反映できる運営をはかられるように設置主体を指導されたい。また、隣保館利用者の利便性を考慮し、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化、エレベーター設置等の予算を積極的に確保されたい。

3、新型コロナ感染拡大に伴い、医療体制の人的物的財政的支援が急務であることは誰の目にも明らかになった。医療体制にかかわって、医療体制崩壊になるような事態を招いている国の医療政策、個人の責任とする根本的な誤りをどう考えているか先ず明らかにされたい。さらに、GO TO 事業の中止、公立・公的病院等424病院を名指しした再編・統合の撤回、高度急性期・急性期病床の20万床の削減などの医療破壊をやめ、地域医療充実にむけて医師や看護師の不足解消を求める。

4、自動車運転の職業訓練事業は2002年の同和特別対策法の終結で終了している筈。福岡県も県の事業としては終結したと説明している。

ところが2021年9月、北九州市小倉北区の部落解放同盟小倉地協の某支部の掲示板に、「支部からのお知らせ」（写真）として、「委託訓練（自動車免許）の追加募集、委託訓練11月入校受付（自動車訓練科）」が行われていることが判明した。入校者募集枠は「普通車8名、大型等3名」。希望者は「支部証明」を解放同盟小倉地協へ。地協で「9月9日午前9時30分から受付、くじ引きで決定する」と告示している。

このように同和特別扱いが一般行政の中で、依然として解放同盟という特定団体だけを対象にして実施されている。厚生労働省の見解を求める。

支部からのお知らせ

委託訓練(自動車免許)の追加がありました。
受けられる方は、支部証明を持って、地協へ行ってください。

委託訓練 11月入校受付 (自動車訓練科)

受付 9月 9日(水)
地協にて9時30分から受付
くじ引きにて、決定

入校者数	
普通	8名
大型等	3名

(3) 厚生労働省（老健局関係ほか）

- 1、介護度3以上でないと特別養護老人ホームに入所できない実態を改められたい。
- 2、介護保険報酬の見直しは、国の負担割合を引き上げ、利用者負担が増加しないよう配慮して介護労働者の賃金を大幅に引き上げること、事業所経営が健全化されること、これらを前提に組み立てられたい。
- 3、介護職の平均給与は全産業平均より「月10万円低い」とされる状況が長らく続いている。現場では長時間・過密労働が蔓延し、「福祉の初心」を生かせない劣悪な労働環境も放置されてきた。雇用形態も、ヘルパーでは、低処遇の非正規労働が主流であり、介護従事者の過酷な労働環境と低処遇の早急な改善は国が負うべき問題である
恒常的「介護職員処遇改善加算」はすべての職員を対象とすべきであり、本年9月までの臨時的な措置である「介護職員処遇改善支援補助金」はすべての福祉施設を対象に継続することを求める。
- 4、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の「最低保障年金制度」を国の責任で創設されたい。
- 5、低所得者（国民年金）でも入居できる特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設を増やし、早急に入所待機者を解消すること。
- 6、小規模多機能居宅介護事業所の設置を促すために、新設ならびにサテライト建設に対して国の補助金制度を創設することやケアマネージャー配置への行政支援を行うこと。

7、(医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部監視安全課)

愛知県あま市の住居系地域に立地する化製処理施設による公害(悪臭など)は、解決を見いだせないまま、今日なおも放置されています。事業者には、環境保全上の支障を防止するために環境関連法令を遵守し事業活動を実施する責務があります。同時に、行政は、行政指導に基づく公害行政として、問題解決をすすめていかなければなりません。ところが、事態の膠着が続き、解決の展望すら見えてきません。

公害問題の解決を望む住民からの切実な願いに対し、公害発生の構造的要因を直視せず、問題が起これば愛知県の関係部局、または、関係自治体が分野ごとに対処していますが、問題解決の道筋は、それぞれの専門分野の部門ごとの隙間に課題が押し込まれるだけで、明確ではありません。

そこで、同施設は、複数の県にまたがった取り扱いを行っており、愛知県や自治体(あま市・清須市)任せではなく、畜産副産物の流通における関係省庁での協議の上、役割分担を明確にして、問題・課題への解決を求めます。

また、化製場における公害問題は、「部落問題」解決の阻害要因になっており、「公害が起こって差別が起こるのでなく、差別のある所に公害が起こっている」問題であり、社会問題としての解決も必要です。いつまでも放置するのではなく解決を図られたい。

※資料

■化製処理施設実績（あいち化製）

2020 年度		愛知県内	県外
産業廃棄物処理実績		9,887t	2,665t
死亡獣畜取扱頭数	牛	1,792 頭	1,139 頭
	豚	12,856 頭	9,007 頭
	馬・めん羊・山羊	48 頭	56 頭

■水質汚濁（行政検査）

年度	検査結果
2018 年	排水基準超過
2019 年	排水基準超過
2020 年	排水基準超過

■悪臭測定(2021 年度)

自治体名	悪臭規制	測定	
あま市	物質濃度規制	16 物質全て規制基準値下回る	
清須市	臭気指数規制 ※規制基準値 12	6月10日	14
		6月24日	16
		7月14日	20
		8月3日	14
		8月20日	14

2022年1月13日

外務省 御中

全国地域人権運動総連合（全国人権連）

代表委員 有馬理恵 川口學 丹波正史

中島純男 橋本忠巳 吉村駿一

全国人権連2021年度政府各省要求事項について

前略

2021年度の政府要請は、新型コロナの変異株オミクロンが急速拡大の状況にあることから、昨年度と同様に文書もしくは口頭回答を求めます。政府関係省庁には、要求事項に対し、資料の提出をはじめ誠実な対応を求めます。諸資料などは、メール（zjr@mbg.nifty.com）かFAX（027-253-2744）でお寄せください。よろしくお願いいたします。

【各省共通要求】

政府は新型コロナの感染拡大防止と医療体制や国民経済の底上げ・充実に優先して取り組み、憲法が地域社会に生き、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができることを求める。

私たちは、「地域人権」の理念を

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会、と考えており、
政府が責任をもって施策の充実をはかることを求める。

外務省・総合外交政策局（人道人権課）

- 1、国連関係委員会の「勧告」は、同和問題を「人種問題」に位置づけ、長年にわたる解決の取り組みに対する誤解が含まれている。国際社会に正しい理解を引き続き広げられたい。
- 2、「女性差別撤廃条約」の政府審査に関わり、「マイノリティーの女性」をどう理解しているのか。2002年3月末で国の同和対策特別法は終了したもとので、かつての「同和地区や住民」を対象とする「実態調査」は「部落差別解消推進法」附帯決議でも問題が指摘されている。不能・不要であり、「部落の女性」を「複合的差別」にくくらないでいただきたい。省の見解を明確にされたい。

参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

- 国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。
- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
 - 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
 - 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

3、日本国は自由権規約の批准以来半世紀近くにわたって、個人通報制度の導入を実現していない。国会が自由権規約を批准した時、第一選択議定書の速やかな批准を約束した。それにもかかわらず、これが果されることなく今日に至っている。このため、人権面では多々遅れが目立ち、とりわけ国際的な自由権規約の解釈基準にそぐわない独自の人権理論が定着し、それが人権の国際化への到達を阻んでいる。個人通報制度は日本国が批准した主要な国際人権条約すべてにおいて、実現していない。このため、条約の趣旨に反する判決が最高裁判所及びその下級審においても度々罷り通っている。日本政府は報告審査の機会ごとに批准は「鋭意検討中」と、批准を拒否する姿勢を示してきた。批准を見越して準備を完了し、受け入れに支障がないのだとしたら、直ちに批准すべきである。

2022年1月13日

環境省 御中

全国地域人権運動総連合（全国人権連）

代表委員 有馬理恵 川口學 丹波正史

中島純男 橋本忠巳 吉村駿一

全国人権連2021年度政府各省要求事項について

前略

2021年度の政府要請は、新型コロナの変異株オミクロンが急速拡大の状況にあることから、昨年度と同様に文書もしくは口頭回答を求めます。政府関係省庁には、要求事項に対し、資料の提出をはじめ誠実な対応を求めます。諸資料などは、メール（zjr@mbg.nifty.com）かFAX（027-253-2744）でお寄せください。よろしくお願いいたします。

環境省（水・大気環境局大気環境課）

愛知県あま市の住居系地域に立地する化製処理施設による公害（悪臭など）は、解決を見いだせないまま、今日なおも放置されています。事業者には、環境保全上の支障を防止するために環境関連法令を遵守し事業活動を実施する責務があります。同時に、行政は、行政指導に基づく公害行政として、問題解決をすすめていかなければなりません。ところが、事態の膠着が続き、解決の展望すら見えてきません。

公害問題の解決を望む住民からの切実な願いに対し、公害発生の構造的要因を直視せず、問題が起これば愛知県の関係部局、または、関係自治体が分野ご

とに対処していますが、問題解決の道筋は、それぞれの専門分野の部門ごとの隙間に課題が押し込まれるだけで、明確ではありません。

そこで、同施設は、複数の県にまたがった取り扱いを行っており、愛知県や自治体(あま市・清須市)任せではなく、畜産副産物の流通における関係省庁での協議の上、役割分担を明確にして、問題・課題への解決を求めます。

また、化製場における公害問題は、「部落問題」解決の阻害要因になっており、「公害が起こって差別が起こるのでなく、差別のある所に公害が起こっている」問題であり、社会問題としての解決も必要です。いつまでも放置するのではなく解決を図られたい。

※資料

■化製処理施設実績（あいち化製）

2020 年度		愛知県内	県外
産業廃棄物処理実績		9,887t	2,665t
死亡獣畜取扱頭数	牛	1,792 頭	1,139 頭
	豚	12,856 頭	9,007 頭
	馬・めん羊・山羊	48 頭	56 頭

■水質汚濁（行政検査）

年度	検査結果
2018 年	排水基準超過
2019 年	排水基準超過
2020 年	排水基準超過

■悪臭測定(2021 年度)

自治体名	悪臭規制	測定	
あま市	物質濃度規制	16 物質全て規制基準値下回る	
清須市	臭気指数規制 ※規制基準値 12	6月10日	14
		6月24日	16
		7月14日	20
		8月3日	14
		8月20日	14